資料３－２

輸出貨物に関する調査権限の明確化

令和８年１１月６日
関税・外国為替等審議会
関　税　分　科　会
財　務　省　関　税　局

１．背景

金密輸入事犯の摘発件数が急増していたことを受け、財務省関税局は平成29年11月に『「ストップ金密輸」緊急対策』を策定し、取締りの強化や金密輸の厳罰化など、総合的な対策を推進してきた。その結果、摘発件数は一時減少したものの、新型コロナウイルス感染症の収束後における訪日外国人旅行者数の回復や金価格の高騰等を背景として、令和５年以降、再び増加に転じ、金密輸を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。こうした状況に対処するため、昨年11月に開催された臨時税関長会議において、財務大臣から全国の税関長に対して水際取締りをより一層強化するよう指示があり、これを受け、財務省関税局・税関一体で、①水際対策の強化、②制度面の対応、③関係機関との連携強化という総合的な対策を実施している。

このような状況のなか、本年１月に東京税関が摘発した、等身大人形の内部骨組みの中に金を隠匿して密輸入した事犯では、関係先から密輸入された金の加工・成型に使用されたとみられる器具等が発見されるなど、密輸入された金が組織的に国内で転売された上で輸出されている疑いが認められている。このように、密輸入された金が国内で溶解・再成型された後、転売が繰り返されることにより流通経路の追跡が困難となるほか、最終的には輸出されることで消費税の還付（仕入税額控除）を受けるといった、国内取引をも含めた極めて組織的な密輸スキームの実態が明らかとなっている。こうした手口は、不正な利益獲得のみならず、適正かつ公平な課税を著しく阻害するものであり、深刻な状況に至っている。

このため、税関においては、金の密輸による不正な利益の獲得を防止するとともに、適正かつ公平な課税を確保し、貴重な税収の逸失を防ぐ観点から、輸入時における取締りの徹底に加え、輸出時の審査・検査の強化を図っている。具体的には、輸出される金について、取引先や仕入先（輸出貨物の入手経路等）に関する詳細な資料の提出を求め、その流通経路を明らかにすることにより、関税法の規定による輸入の許可を受けていない貨物（密輸入された金）が含まれていないことを確認する取組を実施している。

２．検討

輸出貨物に関し、関税法の規定による輸入の許可を受けていない貨物が含まれていないことを確認するため、税関が輸出者に対して輸出貨物の入手経路等に関する詳細な資料の提出を求めることは、関税法の趣旨（第１条）、輸出者の輸出申告・検査受忍義務（関税法第 67 条）、税関長から輸出者に対する書類の求め（関税法第 68 条）及び税関職員による質問検査権の行使（関税法第 105 条第１項第１号）に関する規定に基づき、現行の関税法令上の権限の範囲内で行うことが可能であると解している。

一方で、一部においては、税関が行う輸出貨物の入手経路等に関する確認や資料提出の求めに係る法的根拠が必ずしも明確ではないとの主張がなされ、

- 輸出申告に際し税関が輸出者に対して輸出貨物の入手経路等に関する詳細な資料の提出を求めた場合であっても、輸出者から十分な協力が得られない事例
- 輸出者が取引先又は仕入先から十分な情報を得ることができず、流通経路を明らかにすることが困難な事例

も見受けられ、金の輸出に係る審査・検査に支障を生じさせている。

以上を踏まえ、税関における金の輸出時の審査・検査の実効性を確保し、密輸入された金の不正な輸出を阻止するため、関税法令について以下の見直しを行う必要があると考えられる。

（１）輸出申告事項の明確化

輸出貨物の入手経路等（輸出者が把握し得る２次取引以降の入手経路等を含む。）を輸出申告の法定記載事項として追加する。

（２）税関長の権限等の明確化

税関長は、輸出者に対し、輸出貨物が輸入の許可を受けて輸入されたものであることを証明する資料等（輸入の許可書や輸出者が入手し得る輸出貨物の入手経路等の資料）の提出を求めることができるとした上で、この資料等の内容が十分でないと認める場合には、輸出を許可しないことを明確化する。

３．改正の方向性

輸出貨物の入手経路等を輸出申告の法定記載事項として追加することが適当ではないか。

また、税関長は、輸出者に対し、輸出貨物が輸入の許可を受けて輸入されたものであることを証明する資料等の提出を求めることができるとした上で、この資料等の内容が十分でないと認める場合には、輸出を許可しないことを明確化することが適当ではないか。